

団体、有識者等からのヒアリングの実施について

5月22日

休眠預金等活用法第16条において、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるよう配慮される」べきことが規定されているところ。

基本方針の審議に当たって、まずは、議論すべき論点を抽出した上で、現場で活動する団体や有識者等からのヒアリングを7～8月頃に集中的に実施する。

<ヒアリング対象>

- ・現場で社会課題の解決に取り組む団体
- ・コミュニティ財団など資金提供団体
- ・有識者

<ヒアリング事項>

- ・法律の理念を踏まえ、優先的に解決すべき社会課題は何か。
※ 自団体の活動の紹介ではなく、解決すべき社会的課題について具体的なエビデンス及び理由に基づいて説明していただく。

第1回審議会において、ヒアリングの実施について決定し、委員、専門委員からのヒアリング候補等の提案もいただいた上で、ヒアリング対象を選定する。